



平成 28 年 3 月 7 日

各 位

会社名 株式会社ノザワ
代表者名 代表取締役社長 野澤 俊也
(コード番号 5237 東証第 2 部)
問合せ先 取締役管理本部副本部長
西岡 誠司
(TEL 078-333-4111)

単元株式数の変更、株式併合および定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、単元株式数の変更および定款一部変更について決議いたしました。また、同取締役会において、平成 28 年 6 月 29 日開催予定の第 156 回定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）に、株式併合について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本件に係る議案を含む本定時株主総会付議議案の具体的内容につきましては、平成 28 年 5 月に取締役会にて決定する予定です。

記

1. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、平成 30 年 10 月 1 日までに全国証券取引所に上場する国内会社の普通株式の売買単位を 100 株に集約することをめざした取り組みを進めております。

当社は東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、当社株式の単元株式数を現在の 1,000 株から 100 株に変更することといたしました。

(2) 変更の内容

当社普通株式の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(3) 変更予定日

平成 28 年 10 月 1 日

(4) 変更の条件

本定時株主総会において、「2. 株式併合」に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

2. 株式併合

(1) 併合の目的

上記「1. 単元株式数の変更」のとおり普通株式の単元株式数を 100 株に変更するとともに、全国証券取引所が望ましいとしている投資単位(1 単元株式数あたりの金額)の水準(5 万円以上 50 万円未満)および中長期的な株価変動等も勘案し、当社株式に対し、より投資しやすい環境を整えることを目的として、株式併合(2 株を 1 株に併合)の実施を本定時株主総会に付議いたします。なお、発行可能株式総数については、株式併合の割合に応じて、現行の 6,000 万株から 3,000 万株に変更することといたします。

(2) 併合の内容

併合する株式の種類

普通株式

併合の方法・比率

平成 28 年 10 月 1 日をもって、同年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載された株主様の所有株式数を基準に、2 株につき 1 株の割合をもって併合いたします。

併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数(平成 27 年 9 月 30 日現在)	24,150,000 株
株式併合により減少する株式数	12,075,000 株
株式併合後の発行済株式総数	12,075,000 株

(注)「株式併合により減少する株式数」および「株式併合後の発行済株式総数」は、株式併合前の発行済株式総数および株式併合の併合割合に基づき算出した理論値です。

併合の影響

株式併合により、発行済株式総数が 2 分の 1 に減少することとなりますが、純資産等は変動いたしませんので、1 株当たりの純資産額は 2 倍となります。株式市況の変動など他の要因を除けば、当社株式の資産価値に変動はありません。

(3) 併合により減少する株主数

平成 27 年 9 月 30 日現在の株主構成の割合

	株主数 (割合)	所有株式数 (割合)
総株主	1,816 名 (100.0%)	24,150,000 株 (100.0%)
2 株未満	93 名 (5.1%)	93 株 (0.0%)
2 株以上	1,723 名 (94.9%)	24,149,907 株 (99.9%)

(注)上記株主構成を前提として、株式併合を行った場合、2 株未満の株式のみご所有の株主様 93 名 (所有株式数の合計 93 株) は、株主としての地位を失うこととなりますが、株式併合の効力発生前に、「単元未満株式の買取り」の手続きをご利用いただくことも可能ですので、お取引の証券会社または、当社の株式名簿管理人までお問い合わせください。

(4) 1 株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1 株未満の端数が生じた場合には、会社法第 234 条および第 235 条の定めに基づき、一括して処分し、その代金を端数の生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

(5) 併合の条件

本定時株主総会において、本株式併合に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

3. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

上記「1. 単元株式数の変更」および「2. 株式併合」に伴うものです。

なお、本定款変更は、会社法第182条第2項および第195条第1項の定めに従い、株主総会における議題とすることなく行ないます。

(2) 定款変更の内容

当社の定款は、上記「2. 株式併合」を内容とした株式の併合に関する議案が本定時株主総会において可決されることを条件に、平成28年10月1日をもって、以下のとおり変更されます。

(下線は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>6,000</u> 万株とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>3,000</u> 万株とする。
(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、 <u>1,000</u> 株とする。	(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、 <u>100</u> 株とする。

4. 単元株式数の変更、株式併合および定款一部変更の日程

取締役会決議日	平成28年	3月	7日
定時株主総会決議日	平成28年	6月	29日 (予定)
単元株式数の変更の効力発生日	平成28年	10月	1日 (予定)
株式併合の効力発生日	平成28年	10月	1日 (予定)
定款一部変更の効力発生日	平成28年	10月	1日 (予定)

(注) 上記のとおり、単元株式数の変更および株式併合の効力発生日は、平成28年10月1日ですが、株式売買後の振替手続きの関係で、東京証券取引所における売買単位が、1,000株から100株に変更される日は、平成28年9月28日となります。

以 上

(添付資料)

【ご参考】単元株式数の変更および株式併合に関するQ & A

【ご参考】

単元株式数の変更および株式併合に関するQ & A

Q1. 単元株式数の変更とはどのようなことですか。

単元株式数の変更とは、株主総会における議決権の単位および証券取引所において売買の単位となる株式数を変更することです。

今回、当社では、単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

Q2. 株式併合とはどのようなことですか。

株式併合とは、複数の株式を合わせてそれより少ない数の株式とすることです。今回当社では、2株を1株に併合いたします。

Q3. 株式併合、単元株式数変更の目的は何ですか。

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、平成30年10月1日までに全国証券取引所に上場する国内会社の普通株式の売買単位を100株に集約することをめざした取り組みを進めております。

当社は東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位を1,000株から100株に変更することとし、併せて、当社株式につき証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（5万円以上50万円未満）とするとともに、発行済株式総数の適正化を図ることを目的として株式併合（2株を1株に併合）を実施いたします。

Q4. 株主の所有株式数や議決権はどうなるのでしょうか。

株主様の株式併合後のご所有株式数は、平成28年9月30日の最終の株主名簿に記載、または、記録された株式数に2分の1を乗じた株式数（1株未満の端数がある場合は、これを切り捨てます。）となります。また、議決権数は、併合後のご所有株式数100株につき1個となります。

具体的には、今回の株式併合および単元株式数変更の効力発生（平成28年10月1日予定）の前後で、株主様のご所有株式数や議決権数は、次のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	ご所有株式数	議決権数	ご所有株式数	議決権数	端数株式
例	2,000株	2個	1,000株	10個	なし
例	1,050株	1個	525株	5個	なし
例	1,003株	1個	501株	5個	0.5株
例	800株	なし	400株	4個	なし
例	147株	なし	73株	なし	0.5株
例	1株	なし	なし	なし	0.5株

- ・例 、例 、例 に該当する株主様は、特段のお手続きはございません。
- ・例 、例 、例 に発生する端数株式につきましては、すべての端数株式を当社が一括して売却または買い取り、その処分代金の合計額を各株主様の端数株式に応じてお支払いいたします。この端数株式の処分代金につきましては、平成 28 年 12 月頃お送りすることを予定しております。
- ・効力発生前のご所有株式が 1 株（例 ）の株主様は、株式併合によりすべての所有株式が端数株式となり、株主としての地位を失うこととなります。
 なお、株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買取り制度により、端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。具体的なお手続きについては、お取引先の証券会社または後記の株主名簿管理人までお問い合わせください。

Q 5 . 株式併合後でも単元未満株式の買取りは可能ですか。

株式併合の効力発生前と同様、株式併合後も、市場での売買ができない単元未満株式を所有されている株主様（上記 Q 4 の例 、例 、例 ）は、単元未満株式の買取り制度をご利用いただけます。
 具体的なお手続きにつきましては、お取引先の証券会社または後記の株主名簿管理人までお問い合わせください。

Q 6 . 株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値に影響を与えないのですか。

株式併合を実施しても、その前後で会社の資産や資本が変わることはありませんので、株式市況の変動など他の要因を別にすれば、株主様が所有する当社株式の資産価値に影響が生じることはありません。株式併合後においては、株主様が所有する当社株式数は株式併合前の 2 分の 1 となりますが、逆に 1 株当たり純資産額は 2 倍となるためです。
 また、株式併合後の株価につきましても、理論上は、株式併合前の 2 倍となります。

Q 7 . 株式併合によって所有株式数が減少しますが、受け取る配当金はどうなるのでしょうか。

今回の併合により株主様のご所有株式数は 2 分の 1 となりますが、株式併合の効力発生後にあっては、併合割合（2 株を 1 株に併合）を勘案して 1 株当たり配当金を設定させていただく予定ですので、業績変動などその他の要因を別にすれば、株式併合を理由として、株主様の受取配当金の総額が変動することはありません。
 ただし、株式併合により生じた端数株式につきましては、当該端数株式に係る配当は生じません。

Q 8 . 今後の具体的なスケジュールはどのようになっていますか。

次のとおり予定しています。

平成 28 年 6 月 29 日 定時株主総会決議日

平成 28 年 9 月 27 日 現在の単元株式数（1,000 株）での売買最終日

平成 28 年 9 月 28 日 当社株式の売買単位が 1,000 株から 100 株に変更されます。
株価に株式併合の効果が反映されます。

平成 28 年 10 月 1 日 単元株式数変更および株式併合の効力発生日

平成 28 年 10 月下旬 株主様宛株式併合割当通知の発送

平成 28 年 12 月上旬 株式の処分代金の支払開始日

Q 9 . 株主自身で、何か必要な手続きはありますか。

株主様にお願いする特段のお手続きはございません。

[お問い合わせ先]

株式併合および単元株式数の変更に関してご不明な点がございましたら、お取引のある証券会社または、下記の株主名簿管理人にお問い合わせください。

〒541-8502	大阪府大阪市中央区伏見町三丁目 6 番 3 号 三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部
電話番号	0120-094-777（フリーダイヤル）
受付時間	平日 9 時から 17 時（土・日・祝日等を除く）

以 上